

入札公告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 148 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 7 日

福井県知事 杉本 達治

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
当直用寝具の賃貸借（単価契約）
- (2) 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
- (3) 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 福井県警察本部ほか 61 箇所
- (5) 契約の種類
その他

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、福井県財務規則第 146 条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和 42 年 1 月 24 日福井県告示第 27 号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

本入札は、電子入札システムを用いない。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、この入札に関する問い合わせ先および契約条項を示す場所
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部会計課管財第一係 電話 0776-22-2880 内線 2224
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和7年3月7日（金）8時30分から3月17日（月）17時までの間
※ただし、土曜日、日曜日を除く。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す申請書に、調達に係る物品の仕様に適合することを証明する資料その他必要と認められる書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）を添えて次のとおり提出し、契約事務担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間
令和7年3月7日（金）8時30分から令和7年3月17日（月）17時までの間
- (2) 提出先
4（1）に同じ
- (3) 申請書等の提出方法
持参または配達記録の残る書留郵便等（提出締切日時までに必着）により、提出すること。
- (4) 入札参加資格確認の結果通知
入札参加資格確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

- (1) 入札書の提出期間
令和7年3月24日（月）8時30分から17時00分まで

令和7年3月25日（火）8時30分から16時00分まで

- (2) 入札書の提出先
4（1）に同じ
- (3) 入札書の提出方法
5（3）に同じ
- (4) 開札日時
令和7年3月26日（水）10時30分
- (5) 開札場所
福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県警察本部入札室

7 入札の方法

入札書に記載する金額は品名毎の単価を記載し、かつ見積単価に品名毎の年間所要見込み数を乗じて得た金額の総額（合計額）を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（総額）に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された総額（合計額）が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札書に記載された業務毎の単価が全て予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。

なお、設定した業務毎の予定価格（単価）を上回る場合は、当該上回る単価の業務について落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、全ての業務について落札候補者としての資格を失い、次順位を落札候補者とする、以下、全ての業務について予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで同様に繰り返すものとする。

- (2) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生じる。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。